

＊北海道公報		発行 北 海 道 (総務部法制文書課) 電話 011-231-4111 (内線 22-264) FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント(株)
目次		ページ
告 示		
○有害興行の指定……………		(生活文化・青少年室) 21
○有害図書類の指定……………		(生活文化・青少年室) 21
○土地改良法による道営換地計画の決定……………		(農地調整課) 22
○農地法により国が売り渡すべき土地等に係る土地配分計画……………		(農地調整課) 22
○道営土地改良事業変更計画の決定……………		(土地改良指導課) 22
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		(漁業指導課) 22
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………		(治山課) 22
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………		(治山課) 22
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………		(治山課) 23
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定(2件)……………		(治山課) 24
○道路の区域の決定及び供用の開始……………		(道路整備課) 29
○道路の区域の変更及び供用の開始……………		(道路整備課) 29
支庁告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示(3件)……………		30
札幌医科大学告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		31
○特定調達契約に係る入札の公告……………		32
道警察本部告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		33
告 示		
北海道告示第729号		
北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。		
平成16年8月13日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
興行の種別		興 行 の 題 名
映 画	尼寺の情事 逆さ吊り	制作会社又は指定の指定の理由
同	三面記事の妻たち 一痴漢・淫乱・不倫一	配 給 会 社 範 囲
同	制服美少女 先生あたしを抱いて	新日本映像
同	人妻援交サイト 欲望のままに	同
		新東宝映画
		オービー映画
		全部
		著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため		
北海道告示第730号		
北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。		
平成16年8月13日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
図書類の種別	図書コード等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等	図 書 類 の 名 称
雑 誌	13991-8	COMIC バズーカ
同	09811-08	若妻たちの本当にあった不倫告白
同	06235-8	Chuッ チュッ
同	13881-08	COMIC ぴーた
同	17645-8	Bejean ビーゼーン
同	02591-08	カルビ POWER
同	11803-08	WOOOOO! ウォーB組
同	18113-8	本当にあったHな話
同	18399-8	まんがシャワー
同	11403-8	アジア王 [キング]
同	20438-8/10	週刊大衆増刊パパラッチ
同	08878-8	別冊 Hip & Lip
同	08397-08	WOOOOO! マガジン・ウォー
同	18763-08	もっとすごい本当のH話
同	02801-8	Kissui きっすい
同	14004-08	ザ・ベスト MAGAZINE+1 プラスワン
		2004年8月号増刊
同	15415-08	スーパーコミック
同	08169-8	ホイップ
		2004年8月号
		株式会社メディアックス
		株式会社コアマガジン
		指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

「粘り抜く熱意と対話」四島(し)夫(返瀬) 8月は北方領土返還要求運動強調月間です。

北海道告示第731号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、長沼町幌内地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成16年8月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年8月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第732号

農地法（昭和27年法律第229号）第62条第3項の規定により、次のとおり国が売り渡すべき土地等に係る土地配分計画を公示する。

「次のとおり」は、省略し、その土地配分計画の予定売渡口数及び予定売渡面積は、北海道農政部農地調整課に備え置いて縦覧に供する。

なお、「次のとおり」については、北海道のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.jp/memu.html>）から閲覧することができる。

平成16年8月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

区 分	所 在 地	地 区 名
後志支庁知事作成分	京 極 町	北 岡
上川支庁知事作成分	当 麻 町	当 麻
宗谷支庁知事作成分	豊 富 町	豊 徳 豊 田
根室支庁知事作成分	別 海 町	西 別
同	同	上 風 連
同	同	上 西 別
同	中 標 津 町	上 春 別

北海道告示第733号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成16年8月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年8月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
当別中央	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水）	北海道石狩支庁
西山	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、区画整理、暗きょ、土層改良）	北海道上川支庁
栄穂同	（農業用排水、農道、暗きょ、土層改良、区画整理）	北海道十勝支庁

北海道告示第734号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年8月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船海王丸上架修理工事 一式
- 落札を決定した日
平成16年7月30日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 函東工業株式会社 代表取締役 千田 忠雄
(2) 住 所 函館市浅野町3番11号
- 落札金額
70,350,000円
- 競争の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成16年6月15日付け北海道告示第596号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道水産林務部漁業指導課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第735号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年8月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 解除に係る保安林の所在場所 上川郡東川町1418（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁経済部林務課及び東川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第736号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成16年8月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

上川郡上川町字菊水940の2（次の図に示す部分に限る。）、843、847、860の1、861、868、869、876の1、876の3、877、886、887の1、904、905の1、920の1、925の1、926の1、927、937、939、940の1、字白川300・301・351・370・388（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、287、288、291、292、302、350、371、372、375、394、407、字豊原377・378の1・383・385・386（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、379、380の1、384、388、389の1

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 網走郡女満別町字中央391の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町字来運146の2、146の5から146の8まで

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第737号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成16年8月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 亀田郡楸法華村字恵山27の1・36・67・68（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、66

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 茅部郡南茅部町字尾札部2299（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 茅部郡南茅部町字白尻313・314（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、320の1、320の2、

321、322 (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 字白尻313・314・320の1・320の2・321・322（以上6筆について次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 山越郡八雲町桜野72の3（次の図に示す部分に限る。）、64の1 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 山越郡八雲町桜野91の1・92・96の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁	経済部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第738号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。 平成16年8月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 利尻郡利尻富士町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 利尻富士町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和42年7月1日農林省告示第939号19 (2) 変更後の指定施業要件
--	---

ア 立木の伐採の方法 イ 立木の伐採の限度	変更しない。 次のとおりとする。	(2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 イ 立木の伐採の限度	変更しない。 次のとおりとする。
4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 イ 立木の伐採の限度	次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和42年7月1日農林省告示第939号41 変更しない。 次のとおりとする。	9(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 イ 立木の伐採の限度	次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和43年6月25日農林省告示第834号3 変更しない。 次のとおりとする。
5(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 イ 立木の伐採の限度	次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和42年7月1日農林省告示第939号48 変更しない。 次のとおりとする。	10(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 イ 立木の伐採の限度	次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和55年12月13日農林水産省告示第1620号2 変更しない。 次のとおりとする。
6(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 イ 立木の伐採の限度	次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和42年7月1日農林省告示第939号61 変更しない。 次のとおりとする。	11(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 イ 立木の伐採の限度	次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和55年12月13日農林水産省告示第1620号4 変更しない。 次のとおりとする。
7(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 枝幸町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	枝幸郡枝幸町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 魚つき 次のとおりとする。	12(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 イ 立木の伐採の限度	次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年4月25日農林水産省告示第497号3 変更しない。 次のとおりとする。
8(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的	次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和43年6月25日農林省告示第834号1	13(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 イ 立木の伐採の限度	次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年8月8日農林水産省告示第1385号1 変更しない。 次のとおりとする。
		14(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的	次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年8月8日農林水産省告示第1385号2

(2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 イ 立木の伐採の限度 15(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 イ 立木の伐採の限度 16(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 イ 立木の伐採の限度 17(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 イ 立木の伐採の限度 18(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 イ 立木の伐採の限度 19(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 イ 立木の伐採の限度 20(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所	(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 利尻富士町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 21(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 干害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 22(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 23(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 稚内市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
--	---

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 稚内市（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 24(1) 指定施業要件変更予定保安林 宗谷郡猿払村（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 猿払村（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 25(1) 指定施業要件変更予定保安林 宗谷郡猿払村（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 干害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 猿払村（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 26(1) 指定施業要件変更予定保安林 枝幸郡中頓別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 27(1) 指定施業要件変更予定保安林 枝幸郡浜頓別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 浜頓別町（次の図に示す部分に限る。） (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 浜頓別町（次の図に示す部分に限る。） (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 28(1) 指定施業要件変更予定保安林 富良野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 富良野市（次の図に示す部分に限る。）
---	--

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 富良野市（次の図に示す部分に限る。） (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 29(1) 指定施業要件変更予定保安林 空知郡上富良野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 上富良野町（次の図に示す部分に限る。） (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 上富良野町（次の図に示す部分に限る。） (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 30(1) 指定施業要件変更予定保安林 富良野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 31(1) 指定施業要件変更予定保安林 富良野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所	(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 32(1) 指定施業要件変更予定保安林 富良野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第739号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。 平成16年8月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡厚沢部町字鶉1086の1・1133（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1086の2、1086の3、1091、1092、1094、1104、1105、1108、1112、1114、1137 (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法
--	--

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
久遠郡大成町字太田302（国有林）、258から262まで、304、字上浦167の1・634・635（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、147、148、174、175の1、504から506まで、507の1、507の2、字宮野656（次の図に示す部分に限る。）、653の1、654、762の2、762の3、776の1から776の6まで、780の1、794の1、字長磯579（次の図に示す部分に限る。）、578の4

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字太田302（国有林）、258から262まで、304、字上浦147、148、167の1、174、175の1、504から506まで、507の1、507の2、634、635、字宮野653の1・654・656（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字長磯579（次の図に示す部分に限る。）、578の4

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
久遠郡大成町字上浦1地先・254の1地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、254の1・577・578（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字都72の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、62の1・115の1・117の1・117の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字久遠576の1・697（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、34の2、384の1から384の4まで、394から397まで、398の1、399、576の2、579の1、580、581、581の2、582、584から586まで、589から591まで、字花歌200の2、字長磯237の2（以上2筆国有林）、237、239、253から255まで

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
字上浦1地先・字都72の1地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、字久遠399（次の図に示す部分に限る。）、397、398の1
- (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第740号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により、道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成16年8月13日
北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道					
2	路線名	北見常呂線					
3	道路の区域						
	区	間	敷地の幅員	延	長	国道等との重複区間	
	常呂郡常呂町字豊川国有林網走中部森林管理署202林班地先から常呂郡常呂町字豊川235番地先まで		12.50mから50.00mまで	2,374.20m	—		

北海道告示第741号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により、道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成16年8月13日
北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道						
2	道路の路線名、区域及び縦覧場所							
	路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間		
	長万部公園線 北海道函館土木現業所	山越郡長万部町字富野161番1地先から 山越郡長万部町字富野113番9地先まで	前	10.62mから 22.86mまで	1,273.72m	—		
			後	11.96mから 22.86mまで	1,272.86m	—		
	奥尻島線 北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字青苗338番1地先から 奥尻郡奥尻町字青苗242番12地先まで	前	5.26mから 9.51mまで	313.89m	—		
			後	17.71mから 28.48mまで	312.25m	—		

支 庁 告 示

北海道後志支庁告示第1003号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成16年8月13日

北海道後志支庁長 片 平 美智子

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
除雪トラック（10 t 級、6 × 6、S ・ G ・ W 付 1 台 10 t 級、6 × 6、S ・ G ・ 2 W 付 1 台）2 台
（除雪トラック 2 台と交換）
- 随意契約の相手方を決定した日
平成16年7月21日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
（1）氏 名 株式会社協和機械製作所
（2）住 所 札幌市西区発寒15条12丁目3番25号
- 随意契約に係る契約金額
54,571,020円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
（1）名 称 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課
（2）所在地 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号

北海道後志支庁告示第1004号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年8月13日

北海道後志支庁長 片 平 美智子

- 落札に係る物品等の名称及び数量
（1）ロータリ除雪車（2.2 m ・ 2,300 t / h 級）1 台
（ロータリ除雪車 1 台と交換）
（2）ロータリ除雪車（74kw級）1 台
（ロータリ除雪車 1 台と交換）
（3）ロータリ除雪車（1.3 m ・ 700 t / h 級）2 台
（ロータリ除雪車 2 台と交換）
（4）凍結防止剤散布車（湿式2.5 m³級）1 台
（凍結防止剤散布機 1 台）
- 落札を決定した日
平成16年7月21日
- 落札者の氏名及び住所
（1）ア 氏 名 株式会社栗林商会
イ 住 所 室蘭市入江町1番地19
（2）ア 氏 名 株式会社日本除雪機製作所
イ 住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号
（3）ア 氏 名 株式会社日本除雪機製作所
イ 住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号
（4）ア 氏 名 株式会社日本除雪機製作所
イ 住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号
- 落札金額
（1）28,035,000円
（2）15,645,000円
（3）23,940,000円
（4）15,015,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成16年6月11日付け北海道後志支庁告示第1002号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
（1）名 称 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

(2) 所在地 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道留萌支庁告示第6号 次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。 平成16年8月13日 北海道留萌支庁長 西 山 泰 正 1(1) 落札に係る物品等の名称及び数量 ア ロータリ除雪車(2.6m・3,400t/h級)1台 (ロータリ除雪車1台(350PS)と交換) イ ロータリ除雪車(2.2m・2,300t/h級)1台 (ロータリ除雪車1台(200PS)と交換) ウ 除雪ドーザ(13t級、汎用プラウ付)1台 (除雪ドーザ1台(12t級、汎用プラウ付)と交換) (2) 落札を決定した日 平成16年8月2日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 株式会社 栗林商会 住 所 室蘭市入江町1番地19 イ 氏 名 ナラサキ産業株式会社 住 所 室蘭市海岸町3丁目3番2号 ウ 氏 名 株式会社 栗林商会 住 所 室蘭市入江町1番地19 (4) 落札金額 ア 42,000,000円 イ 28,245,000円 ウ 7,612,500円 (5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 (6) 一般競争入札の公告 平成16年6月22日付け北海道留萌支庁告示第5号 2(1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量 ア 除雪トラック(10t級、6×6、S、G、2W付)1台 (除雪トラック1台(10t級、6×6、S、G、2W付)と交換) イ 除雪トラック(10t級、6×6、S、G、1W付)1台	(除雪トラック1台(10t級、6×6、S、G付)と交換) ウ 除雪グレーダ(4.0m級、シャッターブレード付)1台 (除雪グレーダ1台(3.7m級、2W付)と交換) (2) 随意契約の相手方を決定した日 平成16年8月2日 (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所 ア 氏 名 北海道日野自動車株式会社 住 所 札幌市東区東苗穂2条3丁目2番15号 イ 氏 名 北海道日野自動車株式会社 住 所 札幌市東区東苗穂2条3丁目2番15号 ウ 氏 名 コマツ道央株式会社 住 所 砂川市空知太東1条6丁目1番19号 (4) 随意契約に係る契約金額 ア 29,121,750円 イ 24,870,300円 ウ 20,895,000円 (5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約 (6) 随意契約によった理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第6号の規定による。 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道留萌土木現業所企画総務部総務課 (2) 所在地 北海道留萌市住之江町2丁目
	札 幌 医 科 大 学 告 示 札幌医科大学告示第58号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成16年8月13日 札幌医科大学長 今 井 浩 三 1 落札に係る役務の名称及び数量 札幌医科大学情報ネットワークシステムサーバ機器の賃貸借 一式 (1月当たりの単価) 2 落札を決定した日 平成16年7月21日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
(2) 住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番6号

4 落札金額

1,995,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成16年6月8日付け札幌医科大学告示第49号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 札幌医科大学事務局企画課
(2) 所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

札幌医科大学告示第60号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年8月13日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

重油JIS1種1号1ℓ当たりの単価

イ 調達予定数量

- (ア) 第1期調達分 857,000 ℓ
(イ) 第2期調達分 1,103,000 ℓ
(ウ) 第3期調達分 838,000 ℓ

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間

- ア 第 1 期 平成16年9月25日から平成16年11月30日
イ 第 2 期 平成16年12月1日から平成17年1月31日
ウ 第 3 期 平成17年2月1日から平成17年3月31日

(4) 納 入 場 所 札幌医科大学

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項に定める石油販売業の届出をしていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、出荷することの証明を得られる者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの申請をしなければならない。

ア 申 請 の 時 期

- (ア) 第1期、第2期及び第3期調達分 平成16年8月13日から9月7日まで
(イ) 第2期及び第3期調達分 平成16年11月1日から12日まで
(ウ) 第3期調達分 平成17年1月4日から13日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局管財課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学基礎医学研究棟
5階大会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課）

(2) 入 札 日 時

- ア 第 1 期 調 達 分 平成16年9月24日 午前10時（送付による場合は、平成16年9月22日 午後5時までに必着）
イ 第 2 期 調 達 分 平成16年11月24日 午前10時（送付による場合は、平成16年11月22日 午後5時までに必着）
ウ 第 3 期 調 達 分 平成17年1月25日 午前10時（送付による場合は、平成17年1月24日 午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交 付 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 札幌医科大学事務局管財課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011-611-2111 内線 2254

10 Summary
A. Nature and quantity of the products to be procured :
a. Nature : A unit price per 1 ℓ of Fuel oil JIS class 1 No. 1
b. Quantity :
(a) First period : Approximately 857,000 ℓ of Fuel oil JIS class 1 No. 1
(b) Second period : Approximately 1,103,000 ℓ of Fuel oil JIS class 1 No. 1
(c) Third period : Approximately 838,000 ℓ of Fuel oil JIS class 1 No. 1
B. Bid tendering date and time
a. First period 10:00 A. M., September 24, 2004
b. Second period 10:00 A. M., November 24, 2004
c. Third period 10:00 A. M., January 25, 2005
C. Contact :
Property Supervision Division, Administration, Sapporo Medical University.
Nishi 17-chome Minami 1-jo Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8556 Japan.
Phone : 011-611-2111 Extension 2254

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
カーロケータシステムの賃貸借 一式
- 2 落札を決定した日
平成16年7月1日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 松下リース・クレジット株式会社
(2) 住 所 大阪市中央区高麗橋1丁目6番6号
- 4 落札金額
1,105,104円 (1月当たりの単価)
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成16年5月21日付け北海道警察本部告示第70号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第114号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成16年8月13日

